

特記仕様書

（総則）

第1条 この仕様書は、広島高速道路公社（以下「公社」という。）が委託する「令和3・4年度 広島高速1号線環境調査業務（以下「業務」という。）」に適用する。

（目的）

第2条 高速1号線温品地区内で生活環境（騒音・振動並びに大気質）の調査を行うことを目的とする。

（業務場所及び内容）

第3条 業務場所、調査内容・項目は、別紙「令和3・4年度 広島高速1号線環境調査業務 業務内容」のとおりとする。

（履行期間・業務検査期間）

第4条 本業務の履行期間は、契約締結の日から令和5年3月31日までとする。

なお、上記の履行期間には、業務検査期間（10日間）を含む。

（用語の定義）

第5条 この仕様書で使用する用語の定義は次の各項に定める。

- (1) 「発注者」とは、公社の理事長をいう。
- (2) 「受注者」とは、業務の実施に関して、発注者と委託契約を締結した会社その他の法人又は個人をいう。
- (3) 「監督員等」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は受注者が定めた業務責任者等に対して指示、協議又は承諾などの職務を行う者で、契約約款第8条に規定する者をいう。
- (4) 「業務責任者等」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄などを行う者で、契約約款第9条に規定する者をいう。
- (5) 「協議」とは、契約に関する疑義事項について、書面により監督員等と受注者又は業務責任者等が対等な立場で合議し解決を図ることをいう。
- (6) 「指示」とは、監督員等が受注者又は業務責任者等に対して、業務に関する方針、基準又は計画などについて、書面をもって示し実施させることをいう。
- (7) 「承諾」とは、受注者又は業務責任者等が監督員等に対して、書面をもって申し出た業務の遂行上必要な確認事項について、監督員等が書面によりその内容を同意することをいう。
- (8) 「提出」とは、受注者又は業務責任者等が監督員等に対して、業務に関する書類又はその他資料を差し出すことをいう。
- (9) 「報告」とは、受注者又は業務責任者等が監督員等に対して、業務遂行に関する事項について書面又は口述で知らせることをいう。
- (10) 「書面」とは、手書き、印刷物などの伝達物をいい、発行年月日が記録され、発注者又は監督員等と受注者又は業務責任者等が署名又は捺印したものを有効とする。
- (11) 「打合せ」とは、業務を適切かつ円滑に遂行するために、発注者又は監督員等と受注者又は業務責任者等が、書面又は口頭で業務実施方針を相互に確認し、又は疑義事項について協議することをいう。

（打合せ協議）

第6条 受注者は契約締結後又は業務内容を変更した場合には、速やかに業務計画書を提出し、その内容について監督員と協議すること。

打合せ協議は、全3回（業務着手時、中間1回及び成果品納入時）を見込んでいる。

なお、業務着手時および成果品納入時には必ず業務責任者が立ち会うこと。

（守秘義務）

第7条 本業務に関するすべての事項については、業務履行中も履行後においても、発注者の許可を得ずに無断で他に情報漏らしたり転用したりしてはならない。

（資料の作成）

第8条 本業務の実施にあたり、関係官庁その他への手続等が必要になる場合には、手続き用資料は受注者が作成すること。

（資料の貸与）

第9条 本業務に必要なとなる資料（過年度に行った業務の成果品等）は、受注者の求めに応じて監督員が必要と判断したものを貸与する。

（調査結果報告資料の作成）

第10条 調査結果報告用の資料取りまとめは、前項の規定により貸与する資料（過年度に行った業務の成果品等）と同様の取りまとめを行うこと。

取りまとめ方法等に疑義が生じた場合や、より分かり易い報告方法の提案等有る場合は、速やかに監督員と協議してその指示に従う又は承諾を得ること。

（検査）

第11条 受注者は、別紙「令和3・4年度 広島高速1号線環境調査業務 業務内容」に定める調査のうち、秋季及び冬期における調査を実施した場合は、速やかに前条に定める報告資料を作成の上、委託業務実施報告書と共に発注者に提出し、約款第25条第2項に定める検査を受けること。

（業務の成果品）

第12条 本業務の成果品は以下のとおりとする。また、成果品の提出方法は、A4版製本（3部）及び電子データ（CD等の記録媒体）とする。

- (1) 調査概要書
- (2) 観測結果資料

（疑義の解消等）

第13条 本業務の実施に当たり疑義が生じた場合や、契約図書等に明示されていない事項については、速やかに監督員に報告し、監督員と協議してその指示に従う又は対応方法について承諾を得ること。

協議の結果、調査の内容や数量に変更が生じた場合には、契約変更の対象とする。

ただし、契約図書等に明示されておらず監督員が指示した事項であっても、当初契約に見込まれている調査内容・数量を満たすため必要になるものは、受注者の負担とする。